

理事報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(理事報酬の種類)

第2条 理事の報酬は、定額報酬と執務報酬の二種とする。

(理事報酬の限度額及び報酬額)

第3条 定額報酬の限度額は、別表のとおりとする。

- 2 執務報酬は、別に定める理事執務報酬規程のとおりとする。
- 3 報酬額は、毎年度末に開催する理事会にて決定する。

(理事報酬の支給)

第4条 定額報酬は、別表に定める額を毎月25日に支給する。

- 2 執務報酬は、月末締めで翌月中に支給する。
- 3 支給方法は、理事の銀行口座に振り込むこととする。

(期間計算)

第5条 定額報酬は毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

- 2 理事に就任した日からその月の20日までの定額報酬は支給しない。

附則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規則は平成26年12月4日から施行する。

この規則は平成27年7月1日から施行する。

この規則は令和元年7月1日から施行する。

この規則は令和2年7月1日から施行する。

別 表

役 職	定額報酬 月額	摘 要
理 事 長	80,000 円以内	
副理事長	60,000 円以内	
常任理事	50,000 円以内	
理 事	20,000 円以内	